

報告第 2 号

専決処分(桐生市市税条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市市税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市条例第 16 号

### 桐生市市税条例の一部を改正する条例

桐生市市税条例(平成 10 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項第 5 号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

第 73 条の 2 本文中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第 73 条の 3 中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 9 項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第 4 号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第 5 号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第 6 号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」

に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第5号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第6号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の桐生市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 報 告 説 明

### 報告第 2 号 専決処分(桐生市市税条例の一部改正)の承認を求めるについて

令和 4 年 3 月 31 日付けをもって地方税法等の一部が改正されたことに伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和 4 年 3 月 31 日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を調整するとともに、固定資産税台帳の閲覧及び証明書の交付について、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合に、住所を削除する等の措置を講じて閲覧及び交付を可能とするものです。